(総務省)

制度	名	産業活力の再生 免許税の特例措施	及び産業活動の革新に 置の延長	関する特	別措置	法に基づ	づく登録
税	目	登録免許税(租	脱特別措置法第80条、	81条)			
		「産活法」といっ	生及び産業活動の革業 う。)に基づく登録免 年間)延長する。				
		融合計画、資源的	き、事業再構築計画、 生産性革新計画の認定 的に支配している者(を受けた	:事業者	忙当該哥	
要望		は事業に必要な	認定計画に従って行う 資産の譲受け、資本の 録免許税を以下のとお	相当程度	ξの増加	↑割、事 〕、会社 <i>0</i>	業若しく D設立等
		租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の 税率	産活法 の特例	軽減率
の		1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%
		2 号	合併		0.15%	0.1%	0.05%
		(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合	併)	0.7%	0.35%	0.35%
内		3 号	分割		0.15%	0.1%	0.05%
		(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分	割)	0.7%	0.35%	0.35%
		4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%
容				建物	2.0%	1.6%	0.4%
			船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%
		5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%
				船舶	0.4%	0.3%	0.1%
			分割時	不動産	0.8%		0.6%
			N H144	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
				減収見 (平年)		(5, 366 ī	百万円)

		(1) 政策目的
新		我が国産業の生産性の向上を実現するため、事業再構築、経営資源 再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を通じて事業再編・事業再 生を促進する。
	設	
	•	(2) 施策の必要性
	拡 と 充	本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、当該再編に係る費用を軽減することにより、組織再編・事業再編を促すものであり、我が国産業の生産性向上を政策的に支援するものである。
す 又 る は 理 延		特に、平成 20 年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の規準を満たす取組について、再編時に課税される登録免許税を軽減することにより、様々な業界における経営統合や組織再編を加速する必要がある。
	由 長	(3) 要望の措置の妥当性
を 必		法律に基づく一定の基準を満たすことについて主務大臣が認定した 計画に限り、本措置を講じている。本措置により、経営資源の効率的 な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編が促進され、我が国産 業の生産性の向上と国際競争力の強化が期待される。
要		また、創設以来 10 年を越えているものの、これまで内外の経済情勢の変化を勘案して法改正を過去3回行っており、制度のスクラップ&ビルドを行っている。平成 21 年改正においては、共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を廃止するとともに、資源生産性革新計画を法律に加えて、本措置の対象として追加している。
今	政策評価体	
	系における 位 置 付 け	V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
o o		産活法の計画認定に基づく政策支援を通じた経営資源の有効活用等により、我が国企業全体について、平成22年度には平成20年度と比較して以下の生産性の向上、資源生産性の向上の目標を達成することを目指す。(※) 【生産性の向上】
要望	政策の 達成目標	【主産性の同工】 OROA:2%以上 OROE:2%以上 【資源生産性の向上】
単に		○エネルギー生産性: 4%以上○炭素生産性: 5%以上
関	租税特別措 置の適用又 は延長期間	※平成23年度以降についても同様の目標を設定する予定。 平成22年4月1日~平成24年3月31日(2年間)
連	は処女期间	
す	 同上の期間中	現下の厳しい経済状況に鑑み、引き続き、我が国の経営資源の効率 的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済 の活力向上及び持続的な発展を実現する。
る	の達成目標	具体的には、産活法の認定計画であって登録免許税の軽減措置を受けた全ての計画について、生産性向上基準を達成することを目標とする。
事		【国税】
項	当該要望項目 以外の税制上 の支援措置	・事業革新設備の特別償却 ・資源需給構造変化対応設備等の特別償却 【地方税】

		・不動産取得税の軽減
	予算上の措置 等の要求内 容及び金額	該当無し
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	該当無し
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		産活法を創設した平成 11 年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。 ① 総資産経常利益率 (ROA) の実績 【制度創設】平成 11 年度: 2.1% → 平成 20 年度: 2.5% ② 自己資本当期純利益率 (ROE) の実績 【制度創設】平成 11 年度: 0.8% → 平成 20 年度: 1.6% ※財務省「法人企業統計調査」を元に経済産業省が集計
	政 策 の 達成状況	ROE、ROAの年度推移 7.0% 6.0% 5.0% 4.0% 3.8% 3.8% 3.8% 3.8% 3.9% 4.0% 2.7% 2.3% 2.5% 2.5% 1.6% 0.0% 1.0% 0.0% 1.0% 1.6%
	租税特別措置の 適 用 実 績	本措置の過去6年間の適用実績は以下のとおり。 【本措置の適用を受けた計画数】 15 年度 16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 20 年度 合計 72 67 57 26 21 18 261 261 【適用件数(本措置が適用された登記の件数)】 (単位:件) 年度 H18 H19 H20 H20
	租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。 平成15年度~平成20年度に産活法で認定した計画のうち約9割が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、そのうち約9割(経済産業省ベース)の計画が、生産性向上の基準を達成している。

	前回要望時 の達成目標	我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現する ことを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。
	前回要望時 からの達成度 及び目標に 達していない 場合の理由	産活法を創設した平成 11 年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。
これまでの 要 望 経 緯		平成 11 年 10 月創設 平成 12 年 4 月税率引き下げ 平成 13 年 4 月延長 (2 年間) 及び分割に係る不動産の所有権の取得 についての軽減措置を延長 平成 15 年 4 月延長 (5 年間: 平成 18 年以後 縮減) 平成 18 年 4 月延長 (2 年間) 及び事業に必要な資産の譲受等に係る 不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定。 平成 20 年 5 月延長 (2 年間) 平成 21 年 4 月延長 (会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許 税のみ)